

■■受験対策ミニ講座 1号■■

猛暑の中のスクーリング、本当にお疲れ様でした。夏が終わらないうちから猛威をふるった台風や大雨の被害にあわれた地域の皆さまには、心からお見舞い申し上げます。一方で北の空にはミサイルが何度も飛ぶという日本列島ですが、季節は確実に進み、人々の生活も営々と続けられています。

秋からは過去問を中心に基本的な知識を確認し、受験に役立つ情報などをご紹介します「受験対策ミニ講座」を開講します。福祉に関する様々な情報をお伝えしながら、私たちが大切にすべき価値観について共に考え、試験までの日々を伴走していきたいと思えます。受験間近の2年生はもちろん、1年生のみなさんも来年の受験を意識するきっかけとしてご活用下さい。

ではさっそく、ウォーミングアップ。

【問題1】

2014年ソーシャルワークのグローバル定義は、国連総会で採択されたものである。

○か×か？

※正解と解説は最後に記載しています。■Plus Column・・・

【自分なりの定義】

ソーシャルワークとは何か？社会福祉とは何か？...この問いは長く論議が続けられているもので、社会福祉辞典のような書物にも「必ずしも定義は統一されていない」、「人によって定義は違う」などと書かれています。

福祉の「福」は「さいわい・しあわせ」を意味し、「祉」には「しあわせ」という意味と「神のとどまる場所」という意味があるそうです。福祉という言葉が単純に「幸福」を意味するとするならば、「社会福祉」には何らかのかたちで社会と幸福のかかわりといった意味が与えられていることは間違いなさそうですね。

一方で **Social Work** という言葉は、直訳すると社会・事業のはずですが、広辞苑には「ソーシャルワークとは社会福祉活動。またはそれに関する知識と技術の体系」、「ソーシャルワーカーとは社会福祉活動に従事する専門職の総称」と説明しています。日本ではソーシャルワーク＝社会福祉という意味で使われていることも確かなことのようにです。

「2014年ソーシャルワークのグローバル定義」は世界のソーシャルワーカーが10年以上にわたる議論の末に発表したものです。定義では「多様性の尊重」と「地域・民族固有の知」が強調され、最後の一文には「この定義は各国および世界の各地域で展開してもよい」とあります。さて、みなさんの地域でグローバル定義をどう展開していきますか？ソーシャルワークとは、社会福祉とは何か、問い続けながら、“自分なりの定義”をめざして学んでいきましょう。

■Back Number・・・

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【問題1の正解と解説】

答えは×です。

「2014年ソーシャルワークのグローバル定義」は、国連によって決められたものではなく、世界のソーシャルワーカーの集まりである国際ソーシャルワーカー連盟 IFSW が実践をもとにして討論を積み重ね、自らの総会で採択したものです。国連総会で決議されたのは、子どもの権利条約（1989年）、障害者の権利条約（2006年）などの国際条約です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発行者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会